

## 情報セキュリティポリシー

公益社団法人商事法務研究会（以下「当会」という。）は、企業活動に直接関連する民商事法関係の法務について、関係官庁・民間企業・団体及び学界とともに実証的な調査研究を行い、企業を取り巻く法制度の適正な運用を確保することにより、経済秩序の公正な維持と健全な発展に寄与することを目的として、幅広い活動を行っています。

当会ではこれらの活動を通じて多くの情報資産を保有していますが、より良い事業運営のためには当会を取り巻く利害関係者の皆様に信頼をいただくことが不可欠であり、かかる信頼に応えるためには、これらの情報資産を確実に保護することが不可欠であると認識しています。

そのような認識から、当会では、保有するすべての情報資産について、適切に管理し、組織的、人的、物理的なセキュリティ強化を図るとともに、全役職員が情報セキュリティに対する高い意識を持ち、行動することにより、情報セキュリティ事故を未然に防ぐと同時に、万一事故が発生した場合には、誠実かつ適切に対処する必要があると考えています。

そのため、当会では、保有する情報資産のセキュリティ対策を実施するための指針として「情報セキュリティ基本方針」を定めました。また、保有する情報資産を管理し、利用するためのルールとしての「情報セキュリティ基本規程」を定め、その運用状況を監視するとともに、定期的な見直しを行うことにより、情報セキュリティ体制の継続的な維持・改善を図ります。

## 情報セキュリティ基本方針

1. 当会が保有するすべての情報資産について、全役職員が関係法令や契約事項を遵守し、適正な利用及び管理を行うことを徹底する。
2. 情報セキュリティ管理を組織的・継続的に実行するため、情報管理責任者を置き、情報セキュリティ管理委員会を設ける。
3. 情報セキュリティ基本規程、関係マニュアル等を作成し、全役職員はこれを遵守する。
4. 業務委託先等の関係者に対しても、当該関係者に提供した情報資産について、適正な利用と管理を実行させることを徹底する。
5. 保有する情報資産ごとの特性に応じた、適切なリスク管理方法に基づく情報管理を行い、定期的にその運用状況について監視する。
6. 不正アクセスやコンピュータウイルス感染等から情報資産を守るため、合理的な安全対策を講じる。
7. 情報資産のセキュリティ対策の推進にあたっては、全役職員及び関係者への周知、遵守、改善に必要な教育や普及活動を継続的に行う。
8. 情報資産の利用及び管理に関する法令、関係規程等への違反や情報セキュリティ事故への対応のための体制を整備し、違反及び事故の影響を低減する。
9. 当会の役職員において、情報資産の利用及び管理に関する法令、関係規程等に違反する行為があった場合は、適用のある当会規則の定めに基づき厳正に処分する。

平成 31 年 1 月 31 日

公益社団法人商事法務研究会